

第1号様式（相談者用）【妊娠・出産分野】【子育て分野】

相談者番号（世話やき人が記入）： _____

担当世話やき人： _____ (No. _____)

申 込 書

申込年月日 年 月 日

ふりがな	
氏 名	(男 ・ 女)
(ふりがな)	
お子さんのお名前	(男 ・ 女)
お子さんの生年月日	(西暦) 20 年 月 日 (歳 ヶ月)
住 所	〒
電話番号(携帯番号)	
メールアドレス	
勤務先又は自営業名	
勤務先等住所 (無職の場合は不要)	
相談内容 (以下のいずれかに チェック) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 子育て	(お世話やきしてほしい内容を具体的に記載してください)

※ここに記載した個人情報、他者には通知いたしません。

※上記の項目については、全てご記入ください。

第4-2号様式（相談者・世話やき人用）【妊娠・出産分野】【子育て分野】

確 認 書

相談者と世話やき人は、以下の点について互いに了解いたします。

1 世話やき人の活動に関すること

- ① 世話やき人は、妊娠・出産、子育てにおいて助けを必要とする相談者をボランティアで支援する存在であることから、本来親が行うべきものを日常的に代行したりするものではないこと。
- ② 相談者が同時にサポートを受けられる世話やき人は、1人（1団体）だけであり、複数の世話やき人に申し込むことはできないこと。

2 お世話やき活動の期間

- ① 世話やき人は、相談者が指定する日時において、2時間程度の活動とすること。
- ② 相談者が継続してお世話やき活動を希望する場合、週に一度、2時間程度の利用とすること。
- ③ 世話やき人は、本日から1年を経過時点で、原則としてお世話やき活動を終了すること。但し、引き続きお世話やき活動を継続する場合は、世話やき人及び相談者の双方がお世話やき活動に合意し、相談者が再度申込書を提出した場合においては、1年に限り活動を継続できること。それ以降の継続についても、同様とすること。
- ④ 相談者の都合でお世話やき活動を中止したい時は、申し出により中止もしくは登録を取り消すことができること。
- ⑤ 相談者が世話やき人とのルールを守らない場合等、理由を説明した上で、お世話やき活動を終了する場合があること。
- ⑥ 相談者と連絡が取れなくなった場合は、世話やき人の判断で、登録を取り消すことがあること。
- ⑦ お世話やき活動を終了後は、申込書類（第1号様式）は、世話やき人が責任を持って廃棄すること。

3 相談者として配慮すべきこと

- ① 相談者は、世話やき人が善意で活動している全くの無償ボランティアであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと（世話やき人から電話があった場合、電話のかけ直しをするなど配慮すること）。
- ② 相談者は、世話やき人との連絡方法等についての世話やき人のルールに従うこと。

③ 相談者の情報は必要に応じて世話やき人間で共有する場合があること。

4 個人情報の取り扱い

① 世話やき人は、活動に際して得た個人情報について、相談者に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

② 世話やき人は、活動終了時には保有した個人情報は本人に返却するか、相談者の同意を得て完全な形で破棄すること。

5 その他

相談者と世話やき人は、今後の活動を進めるにあたり、互いに相手の信頼を裏切らないように誠意をもって行動すること。

年 月 日

相談者 _____

世話やき人 _____

※2部作成し、世話やき人と相談者それぞれが1部ずつ保管してください

第4-2号様式（相談者・世話やき人用）【妊娠・出産分野】【子育て分野】

確 認 書

相談者と世話やき人は、以下の点について互いに了解いたします。

1 世話やき人の活動に関すること

- ① 世話やき人は、妊娠・出産、子育てにおいて助けを必要とする相談者をボランティアで支援する存在であることから、本来親が行うべきものを日常的に代行したりするものではないこと。
- ② 相談者が同時にサポートを受けられる世話やき人は、1人（1団体）だけであり、複数の世話やき人に申し込むことはできないこと。

2 お世話やき活動の期間

- ① 世話やき人は、相談者が指定する日時において、2時間程度の活動とすること。
- ② 相談者が継続してお世話やき活動を希望する場合、週に一度、2時間程度の利用とすること。
- ③ 世話やき人は、本日から1年を経過時点で、原則としてお世話やき活動を終了すること。但し、引き続きお世話やき活動を継続する場合は、世話やき人及び相談者の双方がお世話やき活動に合意し、相談者が再度申込書を提出した場合においては、1年に限り活動を継続できること。それ以降の継続についても、同様とすること。
- ④ 相談者の都合でお世話やき活動を中止したい時は、申し出により中止もしくは登録を取り消すことができること。
- ⑤ 相談者が世話やき人とのルールを守らない場合等、理由を説明した上で、お世話やき活動を終了する場合があること。
- ⑥ 相談者と連絡が取れなくなった場合は、世話やき人の判断で、登録を取り消すことがあること。
- ⑦ お世話やき活動を終了後は、申込書類（第1号様式）は、世話やき人が責任を持って廃棄すること。

3 相談者として配慮すべきこと

- ① 相談者は、世話やき人が善意で活動している全くの無償ボランティアであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと（世話やき人から電話があった場合、電話のかけ直しをするなど配慮すること）。
- ② 相談者は、世話やき人との連絡方法等についての世話やき人のルールに従うこと。

③ 相談者の情報は必要に応じて世話やき人間で共有する場合があること。

4 個人情報の取り扱い

① 世話やき人は、活動に際して得た個人情報について、相談者に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

② 世話やき人は、活動終了時には保有した個人情報は本人に返却するか、相談者の同意を得て完全な形で破棄すること。

5 その他

相談者と世話やき人は、今後の活動を進めるにあたり、互いに相手の信頼を裏切らないように誠意をもって行動すること。

年 月 日

相談者 _____

世話やき人 _____

※2部作成し、世話やき人と相談者それぞれが1部ずつ保管してください